

地籍調査を実施しています

町では、平成27年度から地籍調査に着手しています。
引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

地籍調査とは

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。
地籍調査を行うことにより、その成果は登記所（法務局）に送付され、登記簿の記載が修正され、新たな地図が備え付けられることになります。

地籍調査の効果は

- ・ 地図（地籍図）と登記簿と現地が一致します。
- ・ 土地の境界が確定しますので、境界争いを未然に防ぐことができます。
- ・ 災害があっても、土地の確認が可能なことから、災害復旧工事を円滑に進めることができます。
- ・ 面積や地目が正確に調査されることから、課税が適正化されます。

平成30年度に地籍調査を実施する地域

清住町、弥生町、大池町、美笠通2、美笠通3、瓢町、友楽町（笠松北西部第1地区）

現地調査と測量により作成した地図（地籍図案）と簿冊（地籍簿案）を土地所有者、関係者の皆さんに確認していただくことになります。

| 月 日(曜日) | | 時 間 | 場 所 |
|---------------------|------|-----------|---------|
| 10月25日(木)～11月13日(火) | 平日のみ | 午前9時～午後5時 | 笠松町役場 |
| 10月27日(土)、11月11日(日) | 2日間 | 午前9時～午後5時 | 笠松中央公民館 |

※詳細は、10月上旬に対象となる土地所有者の方へ、郵送でご案内します。

春日町、東陽町、常盤町、如月町、美笠通1、中川町（笠松北西部第2地区）

昨年、説明会と現地立会にご出席いただきました。本年度は町にて地籍簿と地籍図の作成を行います。なお、来年度にその成果をご確認いただけます。

隣接土地所有者との話し合いがつかず境界が決定しなかった場合は

『筆界未定』として処理され、調査と測量の対象から除外します。その後、筆界未定になった土地の境界を確定しようとした場合、自分たちの費用で測量士に依頼し登記をすることになり、高額な費用と大変な手間がかかることになります。

筆界未定となった土地では、地目の変更や分割の手続きができなくなり、土地取引や抵当権の設定が大変困難になるなど、さまざまな不便が生じます。境界の確認は隣接土地所有者としっかり話し合い、必ず決めていただくことをおすすめします。



【問 合 先】建設課 ☎388-1117